

パブリックコメント手続資料

川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定等について

- 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）を国の基準に基づいて実施します。
- 同制度は、令和8年度からの本格実施を見据え、令和6年度から試行的事業を実施し、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として57施設において実施しているところです。
- 今回、同制度における国の基準（特定乳児等通園支援事業の運営の基準）等が内閣府令にて公布されたことから、パブリックコメントを実施の上、新たに条例を制定及び既存の川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正し、令和8年4月からの事業実施を目指します。
- つきましては、市民の皆様に御報告するとともに、広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月9日（金）まで

※郵送の場合：令和8年1月9日（金）当日必着

持参の場合：令和8年1月9日（金）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所本庁舎復元棟2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、

川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

※その他、市内の認可保育所等のほか、「かわさき子育てアプリ」でもお知らせします。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

令和8年2月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局 保育・幼児教育部 保育第1課

電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（内閣府令）等について

1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日付法律第47号）において、乳児等通園支援事業が子ども・子育て支援法上の新たな支援給付に位置付けられるとともに、改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、各自治体は乳児等通園支援事業の運営について、条例で基準を定めることとなりました。

特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切な特定乳児等通園支援の提供を行う事により、全ての子どもがすこやかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないことから、乳児等通園支援事業の運営基準を定めるにあたり、内閣府令の趣旨を的確に本市条例に反映させるため、広くご意見を伺うものになります。

また、児童福祉法第34条の16第2項に示されている、乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で定めるにあたり踏まえる基準について一部改正があったことから、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についても、ご意見を伺います。

2 国が定めた基準と本市の視点について

地方自治体が国が定める基準を踏まえて条例を制定するにあたっては、法令で「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。本市においても、この類型を踏まえて条例を制定します。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参考しなければならない基準
条例で異なるもののを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参考した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	府令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	府令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	<ul style="list-style-type: none">・基準としての継続性を確保することができるか。・市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準等について

(1) 制定する主な内容

- ・乳児等通園支援事業者の一般原則
- ・利用定員
- ・面談
- ・提供拒否の禁止
- ・特定教育・保育施設等との連携
- ・支払
- ・勤務体制の確保等
- ・虐待等の禁止
- ・事故発生の防止及び発生時の対応

(2) 改正する主な内容

- ・乳児等通園支援事業所内部の規程

(3) 条例制定における基本的考え方

国の基準（内閣府令）は、子ども・子育て支援法の理念に即したものであり、また、各規定は事業の基本方針を実現するために適した基準となっていますので、条例の規定は国の基準のとおりとします。

4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和8年4月1日に条例を施行する予定です。